

8. その他

(1) 離婚等をした場合における特例制度の創設

① 離婚特例適用請求

組合員若しくは組合員であった者又はその配偶者（以下「当事者」という。）が離婚等をした場合、当事者の婚姻期間等に係る組合員期間中の年金の基礎となる掛金の標準となった給料の額及び掛金の標準となった期末手当等の額を按分する特例の適用を請求すること並びに請求すべき按分割合について合意しているとき、又は裁判所が請求すべき按分割合を定めたときには、組合に対して離婚特例の適用を請求することができる。

② 特定離婚特例適用請求 【平成20年4月1日施行】

組合員（組合員であった者を含む。）の被扶養配偶者は、当該組合員と離婚等をした場合、特定期間（当該組合員が組合員であった期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該組合員の配偶者として国民年金第3号被保険者（平成20年4月1日以後の期間に限る。）であった期間をいう。）について、年金の基礎となる掛金の標準となった給料等の額をそれぞれ1/2に按分する特例の適用を請求することができる。